

【6-1-2】 試験 (履修規程第 18 条～第 24 条)

(試験)

第 18 条 定期試験は春学期末ならびに秋学期末の講義終了後、期間を定めて実施する。ただし、リハビリテーション学部は学科専門科目に限り、定期試験とは別に試験を実施することがある。

- 2 定期試験以外に平常の授業時間内に行われる平常試験がある。
- 3 集中講義等の科目試験はこの限りではない。
- 4 試験に関する事項は掲示する。

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする科目の履修届を提出していない者。
- (2) 授業料その他納付金未納の者。
- (3) 受験に際し、学生証を携帯していない者。

第 20 条 試験を受けなかった科目は評価しない。

第 21 条 試験は原則 60 分間で行う。

- 2 試験開始より 15 分経過後の入室は認めない。
- 3 試験開始より 30 分経過後でなければ退室を認めない。

(追試験)

第 22 条 病気その他正当な理由によって定期試験を受けることができない者に対しては、本人の申し出により追試験を行うことがある。

- 2 追試験を申し出る者は、予知することができる場合には試験当日までに、予知することができなかった場合には試験後 2 日以内に追試験申込書に医師の診断書、その他欠席の理由を明らかにする書類を添付し、提出しなければならない。

3 追試験料は所定の期日までに納入しなければならない。

4 追試験料は別に定める。

(再試験)

第 23 条 卒業判定時において、卒業要件に満たないものが、当該年度に受験し不合格となった授業科目について、その試験に合格することにより卒業資格が得られる場合に限り、本人の願い出により、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる単位数は、12 単位以内とし、それを超える単位数が必要な場合には、いかなる授業科目の再試験も受けることができない。

3 再試験の評点は、C または D 評価とする。

4 再試験の追試験および再々試験は行わない。

5 再試験料は別に定める。

(不正行為)

第 24 条 試験における不正行為の定義は、別に定める内規による。

2 試験における不正行為の懲戒処分は、別に定める内規による。